

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

“ケアラー” という言葉を 聞いたことはありますか？

「ケアラー」という言葉を聞いたことはありますか？

令和4年4月1日に「北海道ケアラー支援条例」が施行されました。

今号では、その一部をご紹介します。

1. “ケアラー” って、どんな人？

こころやからだに不調がある家族の「介護」「看護」「療育」「世話」「気遣い」などをする人

- ・障がいのある子どもを育てている
- ・健康に不安のある高齢者が高齢者をケアしている
- ・仕事と介護で精いっぱいでは他には何も出来ない
- ・仕事を辞めてひとりで親の介護をしている
- ・アルコール/薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている など

2. “ヤングケアラー” って、どんな子？

本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子ども

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物/料理/掃除/洗濯などの家事をしている
- ・家族に代わり幼い“きょうだい”の世話をしている
- ・目を離すことが出来ない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている
- ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
- ・家計を支えるために労働をして障がいや病気のある家族を助けている など

3. 北海道の実態（一部抜粋）

[資料 1-2 調査結果の概要.pdf \(hokkaido.lg.jp\)](#)

⑥ ケアラーが求めている支援 【高齢・障がい調査 各P32 (27-1)】

高齢者、障がい者ともに大半が、「ケアラーが相談できる人や場所」や「ケアラーの負担を軽減する支援」のほか「精神的な支え」を必要としており、一方で「経済的支援など」については低くなっている。

(複数回答)

	ケアラーが相談できる人や場所	ケアラーの負担を軽減する支援	世話を必要としている人へのサービス	ケアラーの精神的な支え	その他(経済的支援など)
高齢者	85.8%	82.7%	82.2%	75.2%	25.4%
障がい者	84.3%	89.7%	90.6%	79.3%	23.0%

4.北海道ケアラー支援条例について（一部抜粋）

[北海道ケアラー支援条例（令和4年北海道条例第2号） - 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 \(hokkaido.lg.jp\)](http://hokkaido.lg.jp)

1)目的

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること

2)基本的施策

- ①推進計画：知事が定める
- ②普及啓発の促進：ケアラーが自ら置かれている状況について正しく理解し、必要な支援を求めることができるようにする
- ③早期発見および相談の場の確保等：市町村及び関係機関等での情報共有や人材育成、ケアラーが相談できる場所の確保に向けた措置
- ④支援するための地域づくり：道は公的な介護、福祉又は医療に関するサービスがケアラーによる援助を受けている者等によって効果的に利用され、安心して暮らす地域づくりを推進する

5.まとめ



もしかすると自分が“ケアラー”であったり、身近な人が“ケアラー”でる可能性もあります。また、“ヤングケアラー”については令和3年度に行われた厚生労働省および文部科学省の調査では「家族の世話をしている中学生」の割合は17人に1人の割合となっており、自身が“ヤングケアラー”と自覚しているのは約2%という結果が出ています。

当院には3名の医療ソーシャルワーカーを配置しています。自分自身のことでも、身近にいる心配な方のことでも、一人で悩みを抱えず、ご相談いただければと思います。

適切な社会資源のご紹介（地域包括支援センター/障害・福祉相談支援機関等）や関係機関と一緒に社会資源の利用に向けた支援をさせていただきます。

「地域連携室」のご案内

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば・・・

「入院や外来受診で分からないこと」「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：横田、田附（たつき）、前川